

お客様各位

株式会社 日立建機教習センタ
福岡教習所

車両系建設機械(解体用)の「特例講習」開催中のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

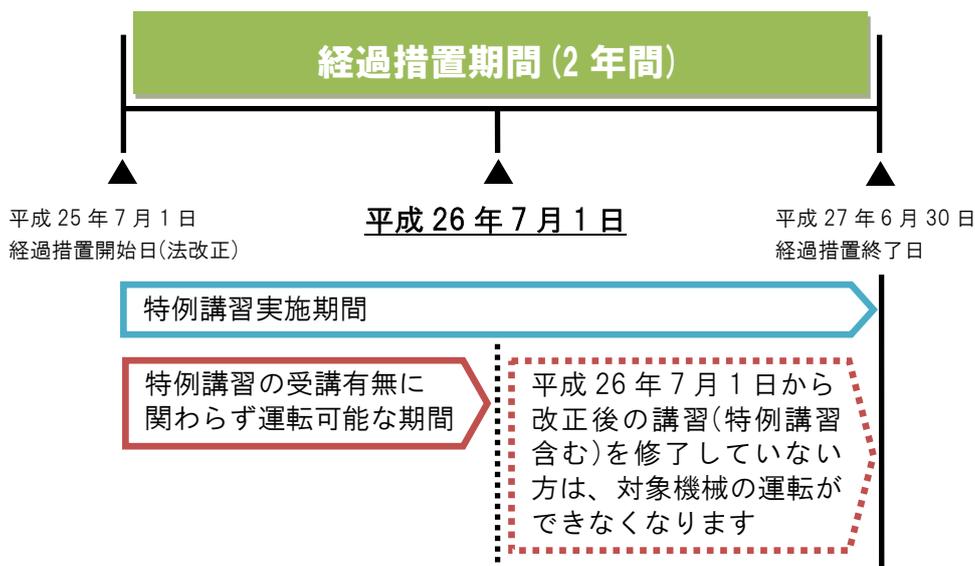
このたびは、車両系建設機械(解体用)の「特例講習」開催中のお知らせをさせていただきます。

労働安全衛生規則の一部改正(厚生労働省令 58 号、告示 141 号)に伴い、新たな『車両系建設機械(解体用)運転技能講習』が平成 25 年 7 月 1 日から施行されております。現行の『車両系建設機械(解体用)』は「ブレーカ」のみが対象でしたが、この改正で「ブレーカ」に加え「**鉄骨切断機**」、「**コンクリート圧砕機**」、「**解体用つかみ機(フォークグラブ等)**」、が対象機械に指定されております。

これに伴い、これら対象機械の運転業務に従事されるためには、既に『車両系建設機械(解体用)運転技能講習』を修了された方であっても、平成 25 年 7 月 1 日以降に実施されている『車両系建設機械(解体用)運転技能講習』の特例講習を修了する必要があります。

また、平成 26 年 6 月 30 日までは、特例講習の受講有無に関わらず対象機械の運転が可能ですが、平成 26 年 7 月 1 日からは改正後の特例講習を修了されていないと対象機械の運転ができなくなります。

貴社に置かれまして、作業の都合でいまだ受講されていない従業員様がおられましたら、是非弊社をご用命下さいます様、宜しくお願いします。



敬具